

議第15号

高山市鈴蘭シャンツェの設置及び管理に関する条例を廃止する条例について

高山市鈴蘭シャンツェの設置及び管理に関する条例を廃止する条例を次のように制定するものとする。

平成29年2月28日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

高山市鈴蘭シャンツェを廃止するため制定しようとする。

高山市鈴蘭シャンツェの設置及び管理に関する条例を廃止する条例

高山市鈴蘭シャンツェの設置及び管理に関する条例（平成16年高山市条例第54号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。